

仙台市避難所等への防災対応型太陽光発電システム導入事業 公募型プロポーザル募集要領

第1 事業概要

1 事業の名称

仙台市「避難所等への防災対応型太陽光発電システム」導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の概要

本事業は、環境省による「再生可能エネルギー導入促進地方公共団体基金」及び「みやぎ環境交付金」を活用し、仙台市内の小学校13箇所、市民センター2箇所、庁舎1箇所の16施設（以下「対象施設」という。）に太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電技術等を組み合わせたシステム（以下「防災対応型太陽光発電システム等」という。）を設置し、設置に伴う全ての付帯工事を含めその整備を行うものです。

3 事業の目的

本事業は、仙台市（以下「本市」という。）の対象施設に防災対応型太陽光発電システム等を導入し、避難所等の防災拠点において、天候に左右されず、昼夜を問わず、停電時にも一定の自立電源を確保するとともに、再生可能エネルギー利用により環境負荷の低減も図ることにより、高い防災力を纏った、再生可能エネルギーあふれる安全・安心なまちづくりを目指します。

4 事業の範囲

市内対象施設に防災対応型太陽光発電システムを構築し、設置するための工事（設計、工事監理及び施工）を発注します。

なお本市が求める条件の詳細は、「仙台市避難所等への防災対応型太陽光発電システム導入事業にかかる要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

（1）設計業務

- ・対象施設の現状調査業務
- ・防災対応型太陽光発電システム等の施工に係る設計業務
- ・その他、付随する業務

（2）工事監理業務

- ・防災対応型太陽光発電システム等の工事監理業務
- ・その他、付随する業務

(3) 施工業務

- ・ 防災対応型太陽光発電システム等の施工業務
- ・ その他、付随する業務

5 事業期間

契約締結日の翌日～平成25年3月末日（完了検査等を含む）

※ただし一部施設（2箇所）については平成25年2月中旬（完了検査等を含む）

6 事業費の上限金額

426,195,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 関係法令の遵守

事業者は、本事業を行うにあたって必要とされる関係法令を遵守しなければなりません。

8 担当部局

本募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：仙台市環境局環境部環境企画課

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目7-17

電話：022-214-8232

FAX：022-214-0580

E-mail：kan007110@city.sendai.jp

第2 事業者の募集

1 公募型プロポーザル方式について

本事業は避難所等の公共施設を対象として、災害時にも必要最低限の一定の自立電源を確保するとともに、再生可能エネルギーの利用により平常時の環境負荷の低減を図ることを目的としており、平成27年度までに約200の施設に設置を進めていくにあたっては、各施設に操作性や技術的な面で共通性の高いシステムを導入していくことが必要です。

したがって、上記の目的を満たすシステムの構築及び指定の契約期間・金額で確実に事業の実施が可能な事業計画に関する提案を広く募集し、最も高い受託能力を有する事業者を総合的に評価し選定するものです。

なお、提案の審査においては、技術的に優れたシステムであることはもちろんのこと、平成25年度以降、地元企業による詳細設計・施工及び維持管理等が可能なより汎用性が高い提案を選定し、本事業で導入するシステムの基本仕様として活用することにより、可

能な限り競争入札により発注していく予定です。

2 事業スケジュール（予定）

- (1) 募集要領等の配布 平成24年7月31日～平成24年8月17日
- (2) 説明会 平成24年8月6日
- (3) 資料提供期間 平成24年7月31日～平成24年8月17日
- (4) 質問受付 平成24年7月31日～平成24年8月9日
- (5) 現地調査 平成24年8月7日～平成24年8月8日
- (6) 質問回答公表日 平成24年8月15日
- (7) 参加表明書提出期間 平成24年8月15日～平成24年8月17日
- (8) 参加資格確認結果通知 平成24年8月21日
- (9) 技術提案書等受付 平成24年8月22日～平成24年8月24日
- (10) 一次審査 平成24年9月 上旬
- (11) 一次審査結果通知 平成24年9月 上旬
- (12) 二次審査 平成24年9月 中旬
- (13) 二次審査結果通知 平成24年9月 中旬
- (14) 契約締結 平成24年10月～11月
- (15) 事業完了 平成25年3月 末日

3 参加資格要件

本プロポーザル募集に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、業務を適切に実施できる技術、実績、信用等を備えた単独企業又は2つの企業の構成員からなる自主結成の企業グループでなければなりません。よって応募事業者は下記の条件を満たすことが必要です。

(1) 参加できない者

次の①～④のいずれかに該当する者は参加できません。

- ① 「仙台市防災対応型太陽光発電システム審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員及び委員自らが主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者。
- ② この公告の日から参加表明書提出日までの期間に、市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項による「指名停止」の処分を受けている者。
- ③ 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表各号に該当する者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中もしくは更正手続中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中

もしくは再生手続中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中もしくは破産手続中である者。

（2）参加するための資格要件

- ① 参加を希望する単独企業は、下記のア～エの条件を満たすこと。
 - ア この公告の日の前日において、仙台市競争入札参加資格者名簿「電気設備工事」に登録され、かつ「設備設計」に登録されている者。
 - イ 元請負として国又は地方公共団体の太陽光発電又は風力発電設備の導入に関する事業参画の実績を有すること（設計及び施工の実績があること）。
 - ウ 仙台市内に建設業法第3条第1項の規定に基づく営業所を有すること。
 - エ 仙台市競争入札参加資格登録要綱第10条に基づく電気設備工事の格付評点が850点以上であること。

- ② 企業グループにより参加する場合は、下記のア～エの条件を満たすこと。
 - ア この公告の日の前日において、企業グループの構成員がそれぞれ仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。企業グループの一方の構成員は「電気設備工事」に登録され、他の構成員は「設備設計」に登録されていること。
 - イ 元請負として国又は地方公共団体の太陽光発電又は風力発電設備の導入に関する事業参画の実績を有すること（設計及び施工の実績があること。企業グループにより参加する場合、構成員ごとに、携わる予定の業務の実績があること）。
 - ウ 仙台市内に建設業法第3条第1項の規定に基づく営業所を有すること。
 - エ 仙台市競争入札参加資格者名簿「電気設備工事」に登録された構成員が、仙台市競争入札参加資格登録要綱第10条に基づく電気設備工事の格付評点が850点以上であること。

（3）企業グループでの応募について

- ① 設計・施工それぞれを担当する企業が共同で応募するものとし、2企業が連携して設計・施工・工事監理業務の完了まで実施することとします。

各企業の業務の分担については、参加表明時に書類にて提出していただきます。
- ② 企業グループによる共同提案としますが、契約については、①での分担に基づき「設計・工事監理」と「施工」についてそれぞれの業務を担当する構成員と契約を締結します。
- ③ 応募事業者は、当該プロポーザルの他の提案を行う企業と企業グループを結成して参加することはできません。

4 各業務における資格・条件

下記の（１）～（３）の業務において全ての条件を満たすこと。

なお、下記に指定する技術者の経歴及び資格については、書面にて提出するものとし、技術提案書とあわせて審査を行います。

（１）設計業務

設計業務においては、実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある技術者を選定し、また、次の各号に掲げる資格を有する者を配置することとします。

（ア）管理技術者については一級建築士または建築設備士

（イ）建築担当主任技術者については、一級建築士又は二級建築士

（ウ）電気担当主任技術者については、建築設備士、技術士、一級建築士、二級建築士のいずれか一つ

（２）工事監理業務

工事監理業務においては、建築及び電気設備の設計趣旨・内容を総括的に監理ができ、上記の管理技術者及び設計担当者と同等以上の資格・条件を満たさなければならないこととします。なお、設計業務と同一の技術者を重複して配置することも可能です。

（３）施工

施工においては、電気工事の営業種目での公共工事参加資格を有する建設業法による特定建設業の許可を受けた企業で、監理技術者を専任で適切に配置することとします。

また、施工の一部を下請けに付す場合には、仙台市内に本社（店）を有する企業に優先的に行わせるよう配慮することとします。

5 説明会の開催

（１）開催日時 平成24年8月6日（月） 午前9時30分～午前10時30分

（２）開催場所 仙台市環境局大会議室

（仙台市青葉区一番町4丁目7-17小田急仙台ビル10階）

（３）参加方法 参加する方の氏名、団体名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を8月3日（金）午後5時までに、仙台市環境局環境部環境企画課に電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにて提出してください。なお、会場の都合上、参加者は1社（団体）あたり2名までとします。

6 関係資料の提供

本市は応募事業者に対して、関係資料の提供を下記の方法により行います。

（１）提供資料

設計・積算に必要な図面等（施設によっては一部図面がないものもあります。）

(2) 提供方法

電子データでの提供となりますので、事前に電話で会社名、来庁日・時間、来庁者名、連絡先を連絡し、資料提供申込書（様式1）と記録媒体（CD-R 700MB以上）を持参してください。記録媒体の提出後3日以内に、上記資料を複写のうえ提供いたします。

7 現地調査

本市は応募事業者に対して、対象施設の事前の現地調査を次により行います。なお、本プロポーザル募集では、対象施設ごとの提案を求めるものではないため、現地調査は提案応募の必須条件ではありません。

(1) 現地調査の実施場所、日程及び時間

現地調査実施期間 平成24年8月7日（火）～平成24年8月8日（水）

対象施設及び時間等の詳細については、別途「現地調査実施日程表」を電子データ又はFAXにて提供いたしますので事務局に電話又は電子メールにて連絡してください。

(2) 現地調査の申込方法

現地調査申込書（様式2）に必要事項を記入し、受付期間内に電話連絡のうえ電子メール又はFAXにて現地調査申込書（様式2）の写しを提出してください。

提出先 : 担当部局のとおり

申込受付期間：平成24年7月31日（火）～平成24年8月6日（月）15時まで
（ただし、土日祝日は除く。）

申込受付時間：9時～17時（ただし8月6日は15時まで）

現地調査申込書（様式2）（原本）は現地調査当日、現地にて本市職員に提出してください。

(3) 現地調査の留意事項

- ① 現地調査当日は、現地調査実施日程表の指定時間内に対象施設に来所してください。
- ② 1施設当たりの現地調査時間は1時間以内で実施してください。
- ③ 調査の際には、身分証明書を提示し、施設内では身分証明書又は、企業名を記載した腕章を着用してください。
- ④ 学校や庁舎内の活動等に支障のないように留意してください。
- ⑤ 調査の際には、本市又は対象施設職員の指示に従ってください。
- ⑥ 学校敷地内での喫煙は禁止となります。また、駐車場が十分ない場合があります。
- ⑦ 質問は下記8に記載する手続きによることとし、現地調査での質問には答えかねます。

8 質問及び回答

募集要領等に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の受付期間

平成24年7月31日（火）～平成24年8月9日（木）

午前9時～午後5時

(2) 質問の方法

質問書（様式3）に必要事項を記入し、電話連絡のうえ FAX 又は電子メールにて提出してください。

提出先：担当部局のとおり

(3) 回答

期間内に受け付けた質問及び回答は、本市ホームページにて質問の内容と回答を公開します。回答書は、本募集要領及び参加表明書及び技術提案書等作成要領等の追加又は修正とみなします。

回答公表予定日 平成24年8月15日（水）

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を表明する場合は、次の書類を提出してください。詳細は別添「仙台市避難所等への防災対応型太陽光発電システム導入事業」参加表明書及び技術提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）を参照してください。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式4-1, 様式4-2）
- ② 誓約書（様式5-1, 様式5-2）
- ③ 企業グループ提携に関する誓約書（様式6-1）（企業グループの場合）
- ④ 企業グループ業務分担報告書（様式6-2）（企業グループの場合）
- ⑤ 業務実績報告書（様式7）

(2) 提出期間 平成24年8月15日（水）～平成24年8月17日（金）

(3) 提出場所 担当部局のとおり

(4) 提出方法 参加表明書等は、郵送又は持参で提出してください。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までを受付時間とします。なお、郵便の場合は配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着することとします。

10 提案資格の確認

本市は、提出された参加表明書等により3に規定する参加資格要件を確認します。提案資格を満たしていることを確認した応募事業者については提案資格確認の通知、技術提案書の提出要請書を平成24年8月21日（火）までに送付します。

提案資格が認められなかった応募事業者に対しては、提案資格が認められなかったこと及びその理由を書面により通知します。通知を受けた応募事業者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。

11 技術提案書等について

(1) 技術提案書等の受付

提案資格が確認され技術提案書の提出要請を受けた応募事業者は、別添「作成要領」により(2)に示すとおり技術提案書等を提案してください。

① 受付期間

期間 平成24年8月22日（水）～平成24年8月24日（金）

時間 午前9時～午後5時

② 提出場所 担当部局のとおり

③ 提出方法 技術提案書等は、必ず持参してください。

(2) 技術提案書等提出書類

応募事業者が提出する書類（技術提案書等）は、次のとおりとします。詳細は別添「作成要領」を参照してください。

① 技術提案書

ア システムの事業計画に関する提案（様式8）

イ システムの性能に関する提案（様式9）

ウ システムの維持管理に関する提案（様式10）

エ 地元産業の振興・育成への配慮に関する提案（様式11）

オ 将来の展開（様式12）

②モデル施設（指定する2施設）についてのシステム設計案

③ 実績・実施体制報告書

ア 配置予定技術者等一覧表（様式13）

イ 類似業務実績報告書（様式14）

ウ 企業及び資格者の資格証等の写し

④ 見積書（任意様式）

1 2 提案の審査及び事業者決定

（1）審査委員会委員（敬称略）

- 津田 理 委員（東北大学教授）
- 後藤 博樹 委員（東北大学助教）
- 小林 陽一 委員（仙台市環境局環境部長）
- 大槻 俊和 委員（仙台市環境局施設部長）
- 村山 光彦 委員（仙台市都市整備局公共建築部長）

（2）一次審査

① 技術提案書の提出者が多数の場合には、一次審査（書類審査）により応募事業者を5社程度選定した後、選定された者に対して二次審査を行います。

審査は、提案審査評価基準（別紙「評価基準」参照）に基づき、審査委員会が行います。

②結果の通知

ア 審査結果は、一次審査の対象となった全ての応募事業者に対し平成24年9月5日（水）（予定）までに通知を行います。

イ 選定されなかった応募事業者に対しては、選定しなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面により通知します。通知を受けた応募事業者は、書面により非選定理由についての説明を求めることができます。

（3）二次審査

①一次審査で選定された応募事業者は、二次審査において提案内容についてプレゼンテーションを行い、審査委員からの質問に回答していただきます。

二次選考会 平成24年9月中旬（予定）

※二次選考会の詳細については、一次審査結果通知とあわせて通知します。

②結果の通知

ア 審査結果は、二次審査の対象となった応募事業者に対し平成24年9月中旬に通知を行います。

イ 最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者とし契約の締結を行うものとしませんが、最も優れた提案を行った事業者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点の事業者と契約の締結を行います。

ウ 最も優れた提案を行ったと特定されなかった事業者に対しては、特定されなかったこと及びその理由（非特定理由）を書面により通知します。通知を受けた事業者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができます。

1 3 契約の締結

本市は優先交渉権者と仙台市契約規則（昭和39年10月1日仙台市規則第47号）に基づき、事業者の提案に基づいて、設計業務、施工、工事監理業務それぞれの業務を担当する事業者と随意契約を締結します。

1 4 技術提案の取扱い

本プロポーザルは、高い技術力と経験を持った優れた事業者を選定するためのものであり、実際の契約においては提出された技術提案等の全てを採用するものではありません。ただし、最も優れた技術提案として選定され、実際に採用された事業者の技術提案については、平成25年度以降、原則として本事業において防災拠点施設に同様のシステムを導入していくにあたり、基本仕様として活用する予定です。従って、技術提案書の提出にあたっては前述の事項を承諾のうえ提案して下さい。

1 5 特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている物品、施工方法等を使用した結果発生した責任は、原則としてその提案を行った参加事業者が負うものとします。

1 6 失格事項

提案資格確認後、次のいずれかに該当したものは失格とします。失格となった者が提出した本プロポーザルにかかる提出書類（以下「提出書類」という。）は全て無効とします。

- (1) 3に掲げる参加資格を満たさないこととなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (3) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法又は記載方法等が、本募集要領、参加表明書及び技術提案書等作成要領又は各様式に記載している留意事項に適合しなかった者
- (4) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない者

第3 その他

- 1 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします。
- 2 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び技術提案書の提案者として選

定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできません。

- 3 応募に要する全ての費用は、応募事業者の負担とします。
- 4 提出された書類は返却しません。
- 5 提出された書類は、提出者に無断で、提案資格の確認及び技術提案書の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しません。ただし、提出書類は仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）に基づき公開する場合があります。
- 6 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- 7 参加表明書及び技術提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めません。ただし、6の場合を除きます。
- 8 技術提案書に記載された技術者等は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することはできません。
- 9 提出書類に虚偽の記載をし、その他の不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがあります。
- 10 応募事業者は、審査委員会の審査結果に苦情を申し立てることができません。
- 11 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。